国土交通省東北地方整備局
Tohoku Regional Bureau
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

記者発表資料

令和 2年 5月 8日
福島河川国道事務所

河川敷に悪質な不法投棄（節句人形）を発見しました。
～カメラ録画による監視を強化し、警察と協力して、原因者特定に努めます。～

５月７日（木）、二本松市水神地先（阿武隈川左岸）で節句人形（雛人形、五月人形等約13箱程度）の投棄を発見しました。
警察と協議し警告看板の設置とカメラ録画による監視を強化します。

■発 見 日 時　５月７日（木）１１時頃
（河川巡視にて発見）
■発 見 場 所　二本松市水神地先
（阿武隈川左岸：菅田橋左岸下流の高水敷）
■投 棄 物 品　節句人形等（雛人形、五月人形、その他）１３箱程度
■現 地 立 会　二本松警察署　５月７日（木）に実施
■投棄防止対策　監視カメラによる監視の強化及び不法投棄の情報提供看板の設置（５月8日設置予定）。
■そ　の　他　GW前の巡視では不法投棄は確認されませんでした。

今後も、河川巡視等により発見した悪質な違法行為に対しては、関係機関と協力し、原因者の特定に努めていきます。

※不法投棄は、「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為で、以下の罰則に処せられる場合があります。
◆「河川法」・・・3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金
◆「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」・・・5年以下の懲役又は1000万以下の罰金（法人等の場合は3億円以下の罰金）

<<発表記者会：福島県政記者クラブ、郡山市記者クラブ>>

【問い合わせ先】

国土交通省　東北地方整備局　福島河川国道事務所
福島県福島市黒岩字榎平３６　TEL 024-546-4331（代表）
河川管理課長　高橋（たかはし）　隆（たかし）　（内線３３１）
郡山出張所長　栗田（くりた）　外美（そとみ）　TEL 024-943-6591

不法投棄位置図（二本松市水神地内）

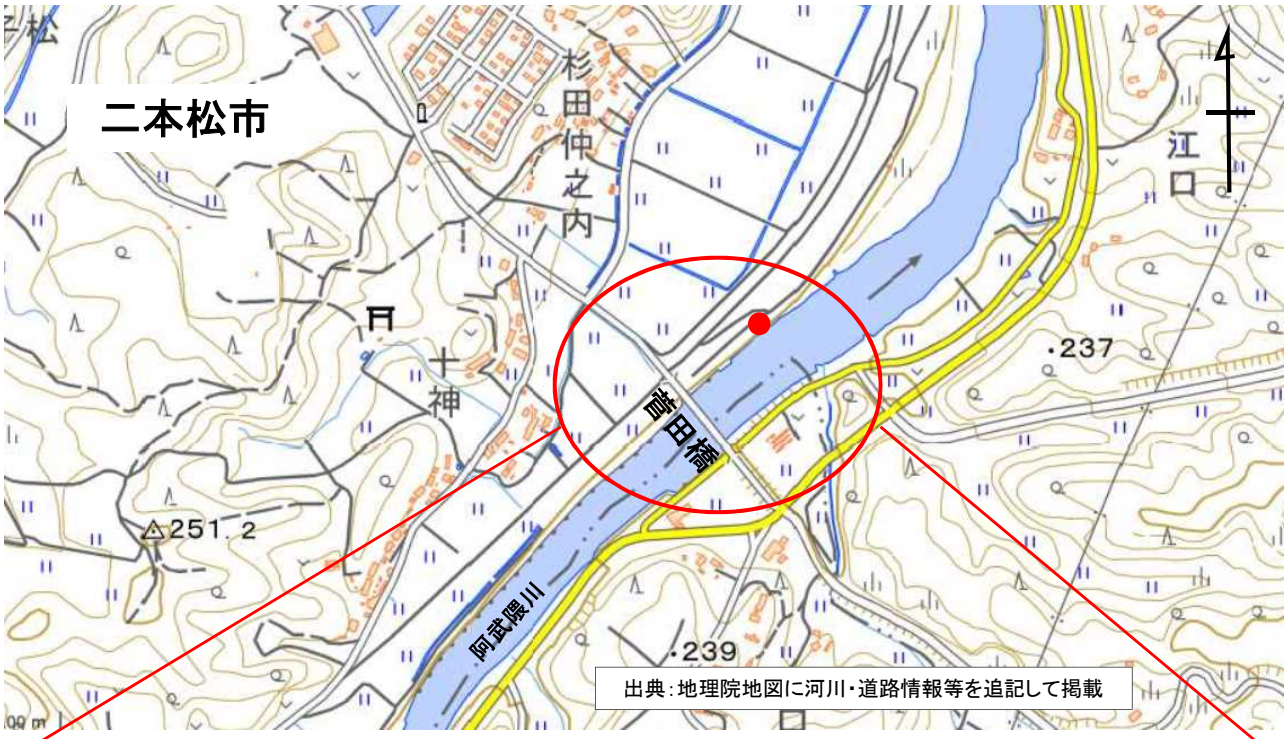

出典：地理院地図に河川・道路情報等を追記して掲載

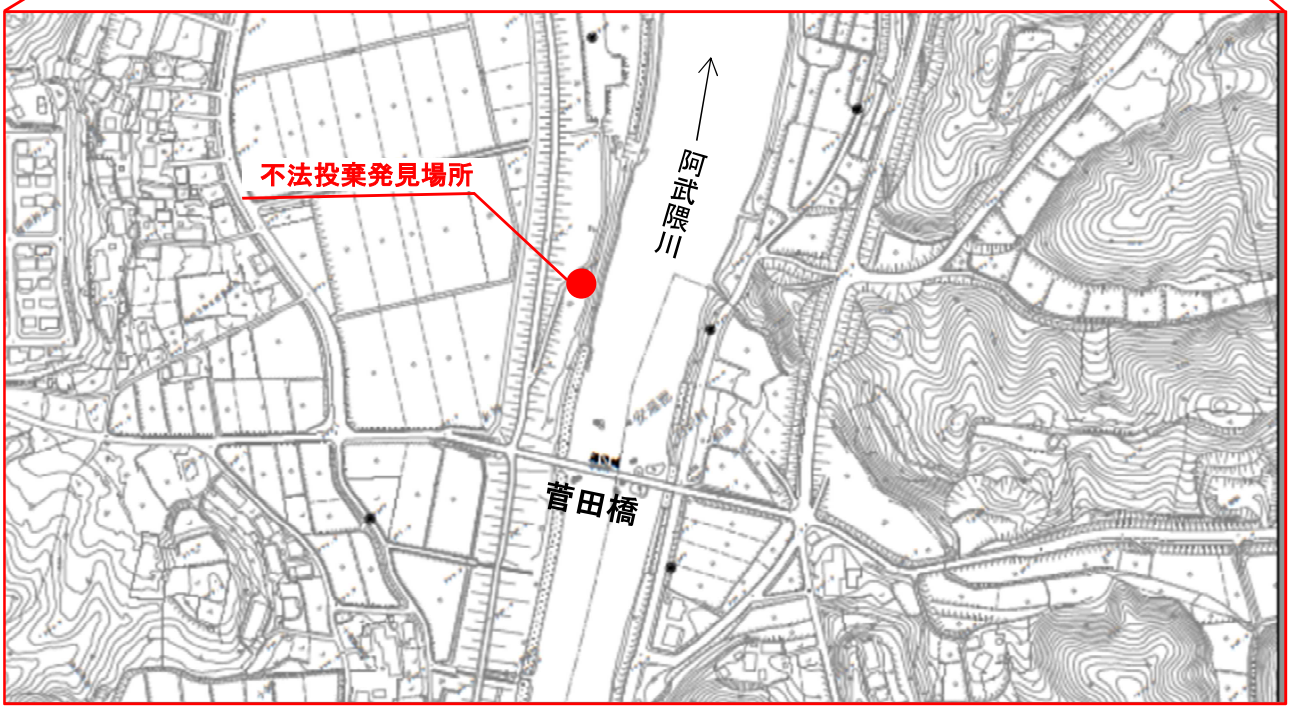

不法投棄（ひな飾り・五月人形等）の状況

※ただし、散在していたものを集積した様子



